

総務大臣の消防大学校及び消防研究所視察

消防大学校
独立行政法人消防研究所

去る12月3日に片山虎之助総務大臣が消防大学校及び独立行政法人消防研究所を視察しました。

片山総務大臣は、中川浩明消防庁長官、内貴滋消防大学校長、消防大学校教職員及び予防科の学生が出迎える中、午後4時過ぎに消防大学校に到着しました。

片山総務大臣は、到着後すぐに来校した記念として「アセビ」を植樹しました。

「アセビ」は紅白の実をつけること、消防大学校のある武蔵野の地に適した低木であることから記念の植樹として選んだものです。

片山総務大臣は、記念植樹後、本年3月に完成した消防大学校本館を視察しました。

最初に、幹部研修科の学生が授業を受けている状況を視察し、学生を激励しました。その後4階の大規模災害対応指揮訓練室を視察しました。この大規模災害対応指揮訓練室は、映像情報機器を活用したシミュレーションシステムにより大規模街区火災等一定の訓練シナリオの下で、被害状況や消防力等を把握しながら迅速、的確に活動方針を決定して部隊運用を行うもので、片山総務大臣は、実際にコンピューターを操作し、筒先配備等の部隊運用を体験しました。



片山虎之助総務大臣による記念植樹

その後は、80台のパソコンが設置されている5階の視聴覚教室を視察し、消防防災のIT化を積極的に推進するためにも視聴覚教室をさらに活用するよう、助言がありました。

片山総務大臣は、引続き視察した消防研究所においては、はじめに記念植樹をした後、消防研究所新本館の研究紹介コーナーを視察するとともに、現在、消防研究所が取り組んでいる研究課題について野平匡邦理事や長谷川和俊研究統括官から説明を受けました。視察の中で片山総務大臣からは、消防研究所の研究課題



大規模災害対応指揮訓練室視察



視聴覚教室視察

消防研究所本館研究紹介コーナー



については国民及び消防関係者によりわかりやすい表現とすること、研究は都道府県及び消防本部の研究機関と有機的に連携・分担して戦略的に実施すること、また、消防のみにこだわらず、消防防災という広い視点を持って取り組むべきではないかとの助言がありました。

その後、再び消防大学教職員及び幹部研修科、予防科の学生全員が集まった消防大学講堂に片山総務大臣を迎え、内貴消防大学校長から歓迎の挨拶がありました。

片山総務大臣からは、最近の災害は新宿区歌舞伎町

の火災、アメリカのテロ事件等複雑・多岐にわたっており、今日、求められているものは安定した社会であり、地域住民が安心して生活できる社会の実現に努めてもらいたい、そしてこれを実現するためにも消防大学において高度な訓練を積み、より専門性を高めてもらいたい、との激励がありました。

片山総務大臣は、その後、学生の代表32名との意見交換を行い、学生からそれぞれの消防本部が抱えている問題、先進的に行っている事案等の報告を受けました。

片山総務大臣は、最後に学生の寮室を訪問され、翌日の予習を行っていた学生たちを激励しました。



挨拶する片山虎之助総務大臣



片山虎之助総務大臣と学生との記念写真

全国消防長会から消防庁に対する要望

総務課・予防課

1 消防財源の確保

去る11月26日(月)杉村哲也全国消防長会長から片山虎之助総務大臣、小坂憲次総務副大臣、中川浩明消防庁長官に対して平成14年度予算編成における消防補助金の確保、地方交付税措置の充実についての要望が行われました。

消防財源の確保について(抜粋)

前文(略)

頻発する大規模自然災害等に加え、最近では小規模雑居ビルにおいて44名もの死者が発生した火災や、海外での同時多発テロ事件及び炭疽菌送付事件の広がりなど、従来の体制を超えた新たな対応が求められる災害等が次々と発生しております。日々の生活に大きな不安を抱える住民からは、これら災害から住民の生命・身体・財産を守るべき重大な責務を有する消防に対し、安全の確保に向けた万全の対応を強く求められている状況であります。

これら住民の負託に応えていくためには、社会情勢に即した消防防災体制の充実強化、特に小規模雑居ビル等に対する立入検査・違反処理体制の強化等が急務であり、その基盤となる消防財源の確保、とりわけ地方交付税措置の充実及び消防補助金の確保が、構造改革を踏まえた新しい時代においても必要かつ不可欠であります。

つきましては、平成14年度政府予算編成における消防補助金の確保とより活用しやすくするための制度改正、並びに平成14年度の地方財政措置における予防職員の増員をはじめとする地方交付税措置の充実について、以前にも増してご高配とご尽力を賜りますよう、全国消防長の総意をもって要望いたします。



片山虎之助総務大臣(左)



中川浩明消防庁長官(中央)

2 防火安全対策

去る12月6日(木)杉村哲也全国消防長会長から中川浩明消防庁長官に対し、小規模雑居ビル火災を踏まえた今後の防火安全対策についての要望が行われました。

小規模雑居ビル火災を踏まえた 今後の防火安全対策についての要望(抜粋)

前文(略)

- 1 予防要員の確保・育成について
 - (1) 立入検査・違反処理体制を充実させるため、火災予防業務に専従する消防吏員の増員について支援いただきたい。
 - (2) 違反処理に係る相談、違反処理担当者に対する講習会の開催等、違反処理を支援するための体制整備を図られたい。
- 2 消防用設備等について
 - 自動火災報告設備の設置対象の拡大について法整備を図られたい。
- 3 防火管理、共同防火管理について
 - (1) 管理権原者の役割及び責任範囲等を見直し、防火管理業務を適正に行なわせることができる者を判定するためのガイドラインを策定されたい。
 - (2) 避難施設における物件の放置・存置の禁止について法制化されたい。
 - (3) 共用部分における維持管理上の責任範囲等の明確化を図られたい。
 - (4) 建物全体としての実態に即した統一的な共同防火管理を行うことが困難であることから、実効ある共同防火管理制度への見直しを図られたい。
 - (5) 防火管理業務に関する違反に対する罰則の強化を図られたい。
- 4 違反是正措置について
 - (1) 避難施設等における放置・存置物件の除去等について、速やかに命令等が行えるよう法整備を図られたい。
 - (2) 違反対象物に対し、的確に違反是正措置が行えるよう、使用停止命令の要件を明確化されたい。
 - (3) 一定要件に該当する違反対象物を公表・表示することについての法制化を図られたい。
- 5 風俗店等の用途区分の見直しについて
 - 新しい用途形態に対する消防法令上の用途区分の見直しを図られたい。



中川浩明消防庁長官(左)

第4回全国消防救助シンポジウムの概要

救急救助課

1 概要

我が国の消防救助体制は年々その組織、施設、装備等の充実強化が図られあらゆる事態に的確に対応しようよう発展を遂げてきました。

去る9月11日、米国において発生した同時多発テロ事件を契機に日本国内におけるNBCテロ対策に対し、政府をあげて緊急に取り組んでいるところであり、各自治体においても対策本部の設置、必要な資機材の整備、消防警戒体制の強化等についてご尽力をいただいているところです。

これらのことから、消防庁では、去る11月27日、ニッショーホールにおいて「化学災害等への取り組みに

ついて」をメインテーマとし、救助に直接携わる方々との交流と親睦を図るとともに、我が国の救助体制の一層の充実と救助技術の高度化を図ることを目的として、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助技術の研究成果、救助活動事例の発表や意見交換などを行いました。

今回のシンポジウムには、各都道府県の消防救助関係者約750名が参加しました。

2 内容

(1) 講演(写真1)

ア 厚生労働省医政局指導課救急医療専門官
郡山一明

演題「化学災害の医療情報統制

過去の事例とシミュレーションの反省から」

イ 陸上自衛隊研究本部総合研究部第3研究課第8研究室研究員 中村勝美

演題「化学災害と陸上自衛隊の対応について」

(2) パネルディスカッション(写真2)

「化学災害等への取り組みについて」と題し、黒木慶英警察庁警備局警備課重大テロ対策官、ご講演いただいた郡山専門官、中村研究員、相馬信行東京消防庁特殊災害課長、川瀬涉京都市消防局消防救助課長、鶴田俊独立行政法人消防研究所基盤研究部特殊火災研究グループ長、坂野恵三消防庁救急救助課長をパネラーとして意見交換が行われました。

(3) 救助活動事例発表(写真3)

全国の消防本部などからの応募の中から5事例の発表が行われました。事例発表は、今後の展望やさまざまな場面で実施された救助活動事例についての会場からの質疑応答を交えた有意義なものとなりました。

演題及び発表者は以下のとおりです。

ア 「高速道路上の過酸化水素タンクローリー爆発事故における消防活動」

東京消防庁 二渡武男消防司令補



(写真1)



(写真2)

イ 「アメリカにおける化学災害の取り組みについて」

名古屋市消防局 水野晴夫消防士長

ウ 「神戸市における化学災害等への取り組み」

神戸市消防局 宮本正嗣消防司令補

エ 「化学災害における消防の役割」

北九州市消防局 岩元康信消防士長

オ 「九州・沖縄サミットにおける化学防護隊としての取り組みから」

福岡市消防局 土井良仁志消防司令



(写真3)

3 おわりに

第4回全国消防救助シンポジウムの開催に当たり、全国から約1,000名を超える参加希望がありましたが会場の都合により入場制限を行い、各都道府県、消防本部の方々には大変ご迷惑をかけました。

参加された方の熱心な姿に感謝するとともに、本シンポジウムが今後も救助隊員等の情報交流の場として救助技術の向上に大きな役割を果たしていけるものと考えています。

消防大学校防災訓練の実施

消防大学校



学生ボランティアによる応急救援活動訓練

去る11月26日、消防大学校において消防大学校消防計画に基づく防災訓練を行いました。

今回の防災訓練は、本年3月の消防大学校新本館竣工に伴い見直しを行った消防計画に定める自衛消防隊の任務分担の再確認、8月30日に東京消防庁調布消防署との間で調印した「地震等大規模災害時における消防活動支援に関する協定」に基づく「消防大学校地震等大規模災害時消防活動支援ボランティア」の活動訓練を行うことを目的として行われました。

東京都多摩東部地区を震源とした震度5強

の地震が発生し、消防大学校施設の被害は軽微であったものの、消防大学校周辺の調布市深大寺東町4丁目の民家が倒壊しているほか、火災も発生したという想定の下、調布消防署からの要請を受け、消防活動支援ボランティアを組織して各種の支援活動の訓練を行いました。

訓練では、消防大学校にある指揮車1台、救急車1台、ポンプ車1台をはじめ、調布消防署からポンプ車2台、消防隊員10名も参加していただきました。学生がけが人に扮しての救出・救助・救急活動、調布消防署のポンプ車による消火活動時における支援活動など本番さながらの訓練が行われました。

当日は、内貴滋消防大学校長以下教職員23名、幹部研修科学生64名、予防科学生54名の総勢141名が訓練に参加しました。

終了後、内貴消防大学校長からは、「いつ起こるかわからない大災害ではあるが、今回のような訓練を日頃から行っておくことにより、いざというときには大きな力となる、本日、地元消防署である調布消防署の協力も得て



ボランティアによる消火支援活動訓練

実戦さながらの素晴らしい訓練を行うことができ、大変喜ばしい。また、さすが消防のプロと思わせる適切・機敏な動きを見せてもらった。災害時には今回のような訓練を活かし、地域の人々を立派に守って欲しい。」と講評がありました。

なお、当日は、今回新たにボランティア用として整備したヘルメット、ベスト、鋸・バール等の救助資機材、三角巾・包帯・副子等救急資機材を用いて訓練を行いました。

今回の訓練の流れ

- (1) 大規模地震発生
- (2) 学校内施設の被害状況把握
- (3) 自衛消防活動の検証
- (4) ボランティア派遣・活動
- (5) 地元消防署参加による消火訓練
- (6) 講評



ボランティア用簡易救助資機材(左)とヘルメット及びベスト(右)

消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する事業の概要

消防課

1 はじめに

本年7月に消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正され、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）等が消防団員等の福祉の増進を図るため行うように努めるべき事業に、消防団員等がその所有する自動車等を消防団等の活動の円滑な遂行のために使用し、又は使用させたことにより当該自動車等に損害を受けた場合の見舞金の支給が追加され、平成14年4月1日から施行されるものとされました。

これに伴い、本年11月に消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）及び基金における消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程（以下「基金規程」という。）が制定されました。

ここでは、新たに規定された見舞金支給事業の概要についてご紹介します。

2 見舞金の対象となる損害の範囲について （基金規程第3条関係）

消防団員等は、通常は他に職を持ち、災害が発生したときに緊急に災害現場等に出動し、消防団等の活動を行っています。したがって、緊急の出動命令を受けた場合、職場又は自宅から緊急に自動車等で出動することが少なくありません。また、消防団等においては、諸般の事情により、消防団等の活動に自動車等を直接使用する場合があります。このように、消防団等においては、その活動を円滑に遂行するうえで、自動車等の使用に依存する度合いが高いのが実態であることから、次に掲げる場合を見舞金の対象としています。

- (1) 災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときに、緊急に自動車等で出動した場合における往復途上又は駐車中に自動車等に生じた損害
- (2) 上記(1)以外の場合で、やむを得ず自動車等を消防団等の活動に直接使用し、又は使用させた場合（消防団等の活動場所への単なる移動手段として使用する場合を除く。）において、当該活動中に自動車等に生じた損害

（例）

消防団等の公用車がないため、やむを得ず、自動車等にスピーカーを積み込んで巡回広報活動中に損害を受けた場合

消防団等の公用車がなく、やむを得ず、操法大会等のために必要な資機材で、公共交通機関で運搬できないものを自動車等により運搬中に損害を受けた場合

次の場合については対象外（基金規程第4条関係）

- ア 自動車等の運転者につき次に掲げる事由がある場合
 - a 故意により自動車等に損害を与えた場合
 - b 自動車等の運転により人（自動車等の運転者及び同乗者を除く。）を死傷させた場合
 - c 法令の規定による運転の免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）自動車等を運転していた場合
 - d 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又はシンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転していた場合
 - e 法令に規定する酒気帯び運転をしていた場合
 - f 自動車等の運転者が、当該自動車等の損害に係る刑事事件に関し公訴を提起された場合（当該提起された公訴について、無罪の判決又は公訴棄却の判決若しくは決定が確定した場合を除く。）
- イ 上記の場合のほか、自動車等に損害を受けた場所が、消防団等の活動に必要な合理的な経路又は場所以外の場所である場合

3 見舞金の対象となる自動車等の範囲について （改正省令関係）

見舞金の対象となる自動車等については、消防団員等が所有する自動車又は原動機付自転車のほか、次に掲げるものが対象とされています。

- (1) 消防団員等と生計を一にする親族（内縁の関係にある者を含む。）の所有する自動車又は原動機付自転車
- (2) 消防団員等又は(1)の親族を取締役等とする法人の所有する自動車又は原動機付自転車

- (3) 消防団員等、(1)の親族又は(2)の法人が割賦販売等により購入した自動車又は原動機付自転車で、その所有権が売主に留保されているもの
- (4) 消防団員等、(1)の親族、(2)の法人が譲渡により担保の目的とした自動車又は原動機付自転車で、その所有権が譲渡担保財産の権利者に移転しているもの

4 見舞金の額について（基金規程第5条関係）

- (1) 見舞金の額は、原則として10万円です。
- (2) 自動車等の修理費が3万円以上10万円未満である場合には、修理費に応じて一定額の見舞金（5千円刻み）が支給（下表参照）され、修理費が3万円未満の場合は、見舞金の支給はされません。

5 申請手続等について（基金規程第8条関係）

(1) 見舞金を申請できる方

見舞金を申請できる方は、消防団員等及びその方の遺族です。遺族が申請できる場合は、消防団員等が死亡した場合において、その死亡された方に支給すべき見舞金でまだその方に支給しなかったものがある場合です。

また、遺族の範囲は、死亡された消防団員等の配偶者、

子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その方の死亡当時その者と生計を同じくしていたものです。

(2) 見舞金の申請手続

見舞金を申請しようとする方（以下「申請者」という。）は、基金規程にある所定の様式による申請書を市町村長又は水害予防組合管理者を経由して基金理事長に提出することとなります。申請書を提出する場合には、修理費用を証明する書類等を添付する必要があります。

(3) 見舞金の支給保留

基金は、見舞金の申請があった場合において、自動車等の運転者が当該自動車等の損害に係る刑事事件に関し公訴を提起されるおそれがある場合には、公訴を提起しない処分があるまで、見舞金の支給決定を保留することができることとされています。

6 おわりに

以上述べてきた見舞金支給事業については、基金等が消防団員等に対し直接行うものですが、各市町村又は水害予防組合においては、見舞金支給事業の円滑な運営のため、当該区域内の消防団員等に対しその旨の周知を図られますようお願いいたします。

見舞金の額

修 理 費	見舞金の額
95,000円以上100,000円未満	95,000円
90,000円以上95,000円未満	90,000円
85,000円以上90,000円未満	85,000円
80,000円以上85,000円未満	80,000円
75,000円以上80,000円未満	75,000円
70,000円以上75,000円未満	70,000円
65,000円以上70,000円未満	65,000円
60,000円以上65,000円未満	60,000円
55,000円以上60,000円未満	55,000円
50,000円以上55,000円未満	50,000円
45,000円以上50,000円未満	45,000円
40,000円以上45,000円未満	40,000円
35,000円以上40,000円未満	35,000円
30,000円以上35,000円未満	30,000円

中央防災会議の動き

<東海地震に関する専門調査会の検討経過>

震災対策室

平成13年1月26日に開催された中央防災会議において、会長（内閣総理大臣）からの指示（東海地震対策の充実・強化を検討すること）を受け、中央防災会議に「東海地震に関する専門調査会」が設置され、検討

が進められてきました。

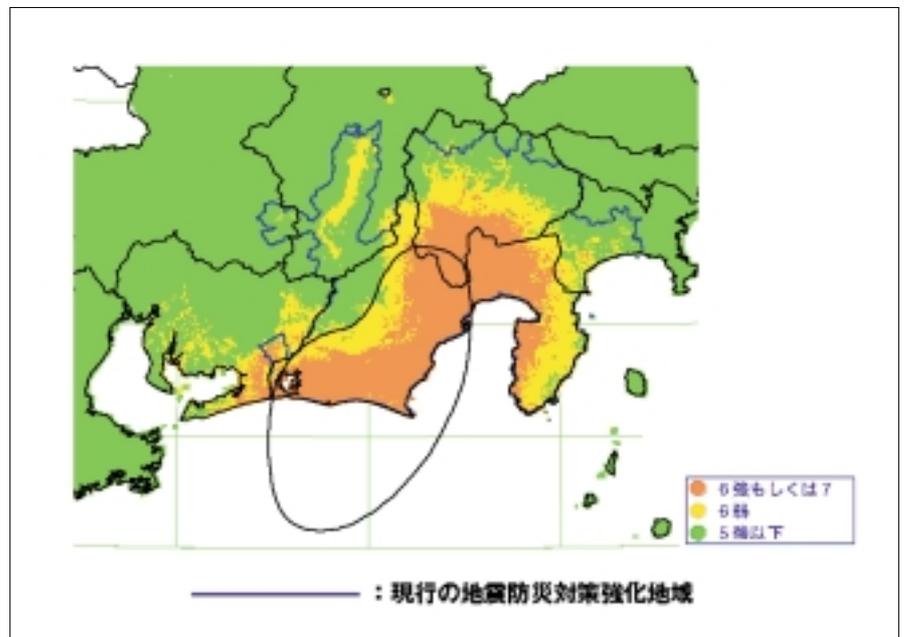
去る11月27日（火）に開催された第10回専門調査会において、東海地震の発生により想定される震度及び海岸における津波の高さの分布が公表されました。

これは、6月19日に公表された新たな想定震源域案に基づき、最新の地盤データ等をもとにシミュレーションを実施した結果を示したものです。

現在指定されている地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）と比べ、地震については、大きな被害が発生するおそれのある震度6弱以上の区域が、山梨県の北部、長野県中南部のそれぞれ一部地域と愛知県東部に広がっています（12月11日に公表された市町村名を見ますと、山梨県が3町、長野県が5市町村、愛知県が44市町村、合計52市町村の区域に広がっています。）

また、津波については、現在指定されている強化地域に加え、千葉県房総半島突端、東京都伊豆諸島の一

部、神奈川県湘南海岸の一部、愛知県東部太平洋岸等、三重県志摩半島等で高い津波の発生が予想されていま



想定される震度分布(11月27日公表)



海岸における津波の高さの分布(11月27日公表)

す。しかし、海岸や港には堤防が相当整備されており、また、想定される震源より遠い地域では津波到達までの時間差もあり、これらの全ての地域が甚大な被害を受けるものではありません。

今回の専門調査会での検討結果は、新たなデータや知見に基づき、震度6弱以上の区域や高い津波の発生が予想される区域を示したものであり、強化地域の指定については、この結果を踏まえながら別途検討されることとなっています。

具体的には、大規模地震対策特別措置法第3条第2項に基づき内閣総理大臣が中央防災会議に諮問し、これを受けて中央

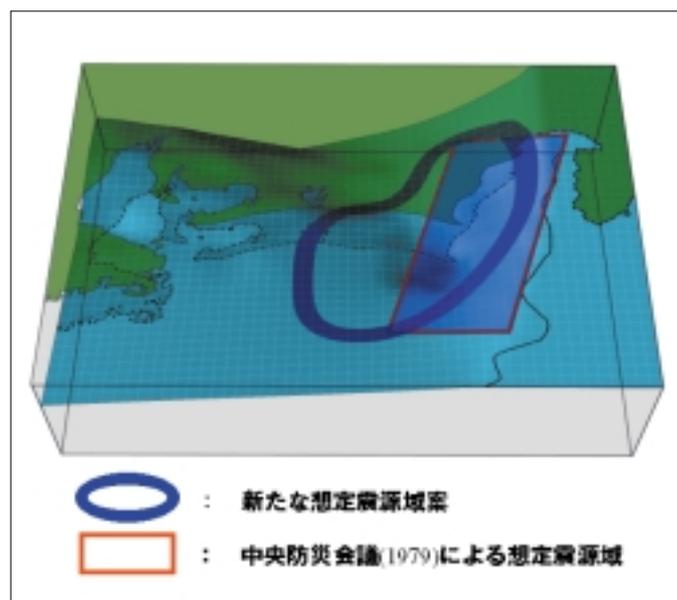
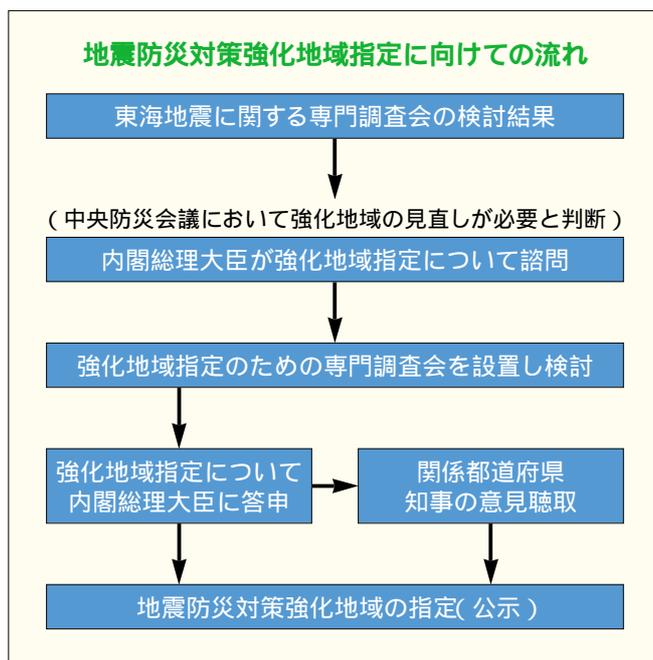
防災会議に地震防災対策強化地域指定のための専門調査会が設置され、この専門調査会において、強化地域指定の判断基準となる「著しい地震災害が生じるおそれのある地域」等についての検討が行われます。その後、中央防災会議から内閣総理大臣への答申、関係都道府県知事への意見聴取等を経た後に、強化地域の指定の公示がなされる等の手続きが行われます。

今後、平成14年春を目途に、専門調査会での検討や強化地域の指定に向けての手续が進められることとな

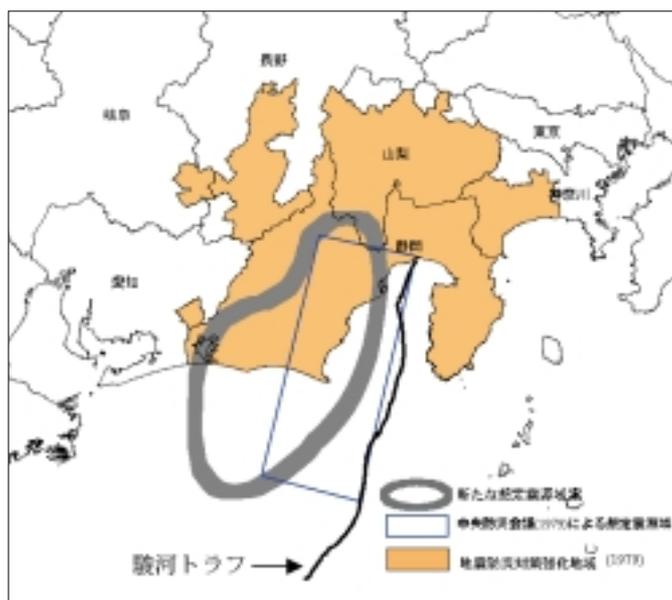
っており、消防庁としても、こうした検討経過等を踏まえながら、関係地方公共団体との連携・連絡を密にし、必要に応じて助言・調整を図っていくこととしています。

東海地震に関する専門調査会 検討経過

中央防災会議(平成13年1月26日)	
第1回	3月14日開催(震源モデル分析等の実施)
第6回	6月19日開催(新たな想定震源域案の公表)
第7回	8月10日開催(地震動分析等の実施)
第10回	11月27日開催(震度、津波の高さの公表)
第11回	12月11日開催(検討結果のとりまとめ)



平成13年6月19日に「東海地震に関する専門調査会」でとりまとめられた新たな想定震源域案



現行の地震防災対策強化地域と新たな想定震源域案

第4回全国消防広報コンクール 受賞作品の紹介

総務課

今月号では、先月号に続き第4回全国消防広報コンクールの受賞作品について、それぞれの講評(長岡光弘審査委員に作成していただきました。)と合わせて紹介します。

10月24日(水)の審査会では、2時間にわたる審査により受賞作品が決定され、11月9日(金)に各部門の最優秀賞受賞団体に対し、消防庁において表彰が行われました。

応募作品全体の講評

昨年から今年と相次いで深刻な自然災害や火災が発生しています。それらに事前の対応をとる意味でも、以前にも増して、住民に発信する消防広報の役割が重要となってきています。その見地から今回の応募作品を審査すると、住民の立場にたった分かりやすい表現が広報に求められます。その点で、今回のコンクールは、分かりやすく視覚的に優れた作品が多く、好感を持って審査することができました。また、各部門の作品のクオリティも年々向上しており、受賞作品の絞り込みに苦慮する場面も多々ありました。なお、今回受賞した作品と、惜しくも選外に漏れた作品の差は、僅差であったことを付け加えさせていただきます。



審査の様子

審査委員一覧(敬称略)

あきもと 秋元	あつし 任	共同通信社 編集局写真部長
さかい 酒井	ゆきえ ゆきえ	キャスター、(社)日本国際青年文化協会 理事
たなか 田中	りさ 里沙	(株)宣伝会議 宣伝会議編集長
ながおか 長岡	みつひろ 光弘	(株)たき工房 取締役ブランドビジョン代表
よしむら 吉村	きよし 潔	(株)メディアブレーン 代表取締役
ただた 武田	ふみお 文男	消防庁総務課長

各部門ごとの講評

1 広報紙部門

審査委員が目を見張ったのは、回を重ねるごとに向上する、編集技量のレベルアップです。それは、読者の視点に立ち分かりやすく視覚化された、編集表現に見て取れます。一方、企画内容も、火災予防・統計を重視したもの・社会科の副読本など、多彩でした。どの作品も広報としての要件をクリアしており、編集技量のわずかな差が受賞と選外を分けました。

最優秀賞



熊本県 菊池消防組合消防本部：
『広報紙「まとい」』

年間3回発行している「まとい」は、写真やイラストを上手に活用し、読者に分かりやすく訴求しています。紙面全体を通して、可読性も優れています。情報内容ごとに視覚的に整理され、編集表現技量が高いです。一方、表紙の写真構成力も優れており、制作者の表現センスが光っている作品です。

優秀賞



埼玉県 杉戸町消防本部：
『すぎと消防』

第3回全国消防広報コンクールでは最優秀賞を受賞した消防本部の応募作品です。安定した編集技量の高さは、今回も紙面から見て取れます。中ページの2色の用い方も適切ですが、表紙の写真のクオリティが今一つで、悔やまれます。



熊本県 山鹿鹿本
広域行政事務組合消防本部：
『しょうぼう山鹿鹿本F119』

4色の用い方が優れています。各ページで表現されたタイトルの色使いに、制作者の表現センスが表れており、文字組も、縦・横組と併用ですが、視点の混乱を招いていません。レイアウト力のある作品です。

入 選



大阪府 堺市高石市消防組合消防本部：
『消防のしごと』

小学校4年生を対象に、制作された作品です。企画も良く、また、読みやすいページ構成になっています。子供達が目を輝かせる情景が浮かぶ作品です。



鳥取県東部広域行政管理組合消防局：
『みんなの消防』

「消防のしごと」と同様に、小学生向けの作品です。各ページ、項目ごとに完結しており、見やすい構成です。イラストも上手に活用されており、魅力的な冊子に仕上がっています。

兵庫県 あさご消防本部：
『あさご119だより』

一見地味に見えますが、企画・情報内容ともに充実しています。地域住民と消防との友好な関わりを、広報紙に見て取れます。文字情報も適切なレイアウトで表現されており、編集技量の高い作品です。



愛媛県 上浮穴郡生活環境事務組合
消防本部：『広報「かみしょう」』

ベーシックな編集表現ですが、グラフを用いて分かりやすく訴求されています。また、住民が登場するページなど、各ページに渡りしっかりと編集されています。



2 広報写真部門

応募作品のテーマは、消火訓練・火災の実写・消防職員の活躍・救命活動など様々であるが、どの作品も被写体を的確にとらえています。技量の高さを感じました。

優 秀 賞

愛知県 尾三消防本部：『まなざし』

ヒューマンな写真ですが、写真からビーンと張り詰めた緊張感のある作品です。真剣に見つめる女の子の一瞬を、上手くとらえています。簡単そうではなかなか撮れない写真であり、審査委員に高く評価され優秀賞に推挙されました。



最 優 秀 賞

東京消防庁：『「呼吸できた？」「できたよ！」』



マスクを付けた子供と消防士の写真は、子供の見上げる角度・写真全体から醸し出す消防士に対する信頼など、見事に表現されている写真です。また、社会的にテロ事件が問題となっている中で、今の時代を写している写真で、審査委員全員の推挙で決定しました。

京都市消防局：『あの火から1年、寂光院消防訓練』



俯瞰からとらえた消火訓練の作品です。周りの木々と寺院に放水している全体の構図が良く、高く評価されました。写真では、消防士の姿は見えないものの、放水する水の飛沫から、真剣に練習する人々の顔や動きを感じる作品です。

入 選



千葉市消防局：
『災害に立ち向う』

消防士の人間性を感じる写真・見る人に迫る構図の良い写真・校庭に描いた人文字を上手にとらえた写真など、入選の3作品は、どれも個性的です。広報写真の意図が明確であり、入選に推挙されました。

新潟県 十日町地域消防本部：
『十日町大火100周年、
防災訓練』



神戸市消防局：
『ヘリコプター 人も字になる
秋の空』

特別賞

東京消防庁：『車両炎上・一挙鎮圧』

応募では、それぞれ個別の作品でしたが、一連の被写体のシチュエーションから、組み写真として考え審査に当たりました。炎上する車の瞬間を上手くとらえています。また、鎮圧するまでの行程が、見る人に映画のような動きを感じさせる迫力のある見事な写真です。車火災の恐ろしさも表現されており、秀作の一つです。



3 広報ポスター・広報カレンダー部門

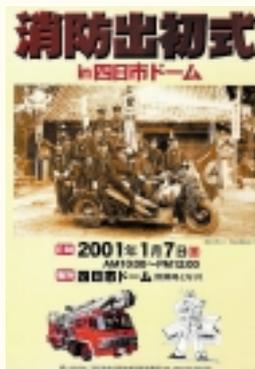
ポスター、カレンダーのいずれの作品も力作が多く、作品の傾向は、キャッチフレーズ(標語)を堂々と主張した大胆なレイアウト処理が数多く見受けられました。ポスターの役割を良く理解している証であると感じます。

最優秀賞

神奈川県 箱根町
消防本部：
『広報ポスター』

コンテストの入選作品をメインビジュアルに起用した、箱根町のポスターは、シンプルで大胆な構図が素晴らしいです。また、見る人に強いインパクトを与える秀作です。火の文字を重ね、炎のように表現した視覚的なアイデアも光っており、審査委員全員の推挙で決定しました。

優秀賞

三重県 四日市市消防本部：
『広報ポスター』

ポスター全体をセピアトーンで表現した、色彩感覚の優れた作品です。メインビジュアルとして起用した昔の写真は、見る人に強い印象を与えます。タイトルも大きくレイアウトされており、併せて色調も良く、全体的にバランスの取れたポスターです。

大阪府 守口市門真市消防組合
消防本部：『広報ポスター』

助けを求める住民と、助けようとする消防士をテーマにしたビジュアルです。特に俯瞰からの表現が視覚的に強く、見る側に強く印象に残る作品です。キャッチフレーズも可読性に優れているのですが、フレーズの位置が中途半端なことが悔やまれます。



入選

三重県 桑名市消防本部：『広報カレンダー』



小学生が描いたポスターとともに、作者の顔写真を掲載した、心温まる表現が素晴らしい作品です。欲を言うと1枚組みではなく、数枚組みにしたい企画です。

福岡県 北九州市消防局：『広報ポスター』



ポスター部門で応募された北九州市の作品は、工事現場の壁面を活用した新しい広報メディアとして提案しています。イラストレーションの表現も素晴らしく、入選に推挙されました。

大阪府 堺市高石市消防組合
消防本部：『広報ポスター』

イラストレーションを上手に起用しています。レイアウトも、視覚的な効果を良く考えて表現されています。表現レベルの高い作品です。



福島県郡山地方広域消防組合消防本部



福島県郡山地方広域消防組合消防本部
消防長 近藤 哲夫

「21世紀にふさわしい消防防災体制」

《安積・田村の里を守る》 当消防組合は、福島県のほぼ中央に位置し、西に猪苗代湖と奥羽山脈、東に阿武隈山系、北には智恵子抄で知られる安達太良山を有し、その間に広がる安積平野に街を形成する「水と緑がきらめく未来都市」郡山市を中心として、田村郡の三春町・小野町・滝根町・大越町・都路村・常葉町・船引町の1市6町1村を構成市町村として、昭和48年4月に発足しました。平成13年11月1日現在、管内人口41万3,477人、世帯数14万3,155世帯、面積1,413.23km²で組合消防としては、全国で6番目に多い管轄人口を有し、1本部、2署、14分署、1分駐所の組織体制で、370人の職員が消防訓である『明・強・敏』を旨とし、消防防災の任に当たっています。また、管内の交通は、東北自動車道や東北新幹線に加え、磐越自動車道の開通、隣接管内にある福島空港の開港に伴い、道路、鉄道、空港の高速交通の要衝として重要度を増しています。

《防災の拠点としての庁舎》 平成11年3月、管内41万住民の地域防災のコミュニティの核として、消防本部・郡山消防署の庁舎が整備されました。本庁舎は、急速な都市化と社会情勢の変化に伴い、ますます複雑、多様化、拡大しつつある消防需要に対し、迅速かつ的確に対応するための『防災の拠点としての機能』を持つほか、庁舎1階及び2階の防災展示ホールには、防災に関する知識を学び



消防本部・郡山消防署庁舎



防災展示ホール



自衛消防操法大会

体験できるコーナーや各種機器を展示しています。

《さらなる自衛消防の向上》 防災協力外郭団体の協力のもと、管内各事業所の自衛消防隊員の育成強化を目的に「屋内消火栓操法」を指導してまいりましたが、平成12年以降は従来の初期消火活動に加え、119番通報要領、避難誘導、非常放送、応急救護を含めた実務的な操法に改め、「自衛消防操法」として指導しています。現在、防火意識の啓発を促し災害発生時に役立つものとして大会等を開催し普及定着に努めています。

《迅速な災害情報伝達》 管内における近年の大規模な災害としては、昭和61年8月に「8・5集中豪雨」が発生し、郡山市の中心地を流れる阿武隈川の堤防が決壊する等、400億円を超える被害を出しました。また平成10年8月の豪雨災害においても多くの家屋が床上床下浸水及び土砂崩れ等の被害を受けました。これらの災害の教訓を生かし、新たに平成13年12月から防災情報通信基盤整備を図るため、消防情報ネットワークを構築し、消防本部・消防署及び分署等に伝達機器を配置し、災害情報の迅速な伝達と災害に対する的確な初動体制の環境整備を図りました。

今後とも、管内地域住民の安全で安心な暮らしを守るために職員一同が英知を結集し、21世紀にふさわしい消防防災体制の確立に努めてまいります。

メディカルコントロールとは

メディカルコントロールとは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障することを意味しており、そのためには、以下の3つの体制を構築することが必要と考えています。

救急隊が、現場から24時間いつでも迅速に救急専門部門の医師等に指示、指導及び助言を要請できること。

実施した救急活動の医学的判断及び処置の適切性について、医師による事後検証を行いその結果を再教育に活用すること。

救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行うこと。

制度創設から10年を経過した救急救命士は、救急救命士法に基づき医療職として位置付けられており、医師の指示のもとに救急救命処置を実施す

ることにより、救命効果の向上に大きく貢献してきました。しかしながら、その業務の場が医療機関内ではないことから、他の医療従事者と異なり、臨床の場において医師の指示のもとに十分な医学的な経験を積むことが困難な状況にあります。傷病者の搬送途上における救命効果の一層の向上を目指し、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務の高度化を図るためには、このメディカルコントロール体制の構築が重要な課題となっています。

消防庁では、厚生労働省、都道府県、消防機関、地域の医師会、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、このメディカルコントロール体制の構築を進め、地域におけるプレホスピタル・ケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の更なる向上を目指しています。

